



鳥取県公報

平成13年7月3日(火)
第7295号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (407) (耕地課)	1
	保安林の指定予定 (408) (森林保全課)	2
	保安林の指定施業要件の変更 (409) (")	3
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (410) (都市計画課)	4
	開発行為に関する工事の完了 (411) (")	5
選管告示	政治団体の設立の届出 (44)	5
	政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出 (45)	6
	資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出 (46)	6

告 示

鳥取県告示第407号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年7月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	生 田 裕 宣	米子市兼久117
"	深 田 志 郎	米子市兼久50
"	齋 木 正 一	米子市石井824
"	戸 田 弘 道	米子市石井784
"	佐 藤 茂	米子市奥谷745
"	田 村 俊 一	米子市奥谷449
"	青 砥 衛	米子市日原421
"	田 中 尋 美	米子市日原454
監 事	来 海 照 雄	米子市兼久134
"	齋 木 道 好	米子市石井737
"	田 村 芳 夫	米子市奥谷809
"	齋 藤 卓 巳	米子市日原408

平成13年4月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	生田 裕 宣	米子市兼久117
"	深田 志 郎	米子市兼久50
"	齋木 正 一	米子市石井824
"	戸田 弘 道	米子市石井784
"	佐藤 戊	米子市奥谷745
"	田村 俊 一	米子市奥谷449
"	田村 博 定	米子市日原897 - 4
"	幡 新 和 久	米子市日原494
監事	来海 照 雄	米子市兼久134
"	齋木 道 好	米子市石井737
"	佐藤 信 彦	米子市石井318
"	能登 溪 肯	米子市日原630

平成13年4月12日就任 任期4年

鳥取県告示第408号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年7月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市広瀬字白山819の6から819の9まで、819の11、819の12、819の14、820の1、823の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字曹源寺字寺境内571の2、573

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字武庫字後口谷上ミ平ラ1876の1、1876の2、字家ノ空1878、大字久連字戸ノ空ノ下モ113、字竹ノ上ノ一335、字丸ヶ谷337

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市下余戸字屋敷廻り1、2、5、14の1、八屋字寺山435の10

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡北条町下神字北亥ノ目山424の4、426の1、426の3、427

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、北条町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに倉吉市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更す

る。

平成13年7月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取市高路字曲り谷948の36
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐にかかる伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
八頭郡河原町大字小河内字奥山935の338から935の341まで、字山ノ神784の4、784の5
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐にかかる伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、河原町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに鳥取市役所及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第410号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、日吉津村今吉土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年7月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所
逢坂 輝雄	西伯郡日吉津村大字今吉377
井筒 範夫	西伯郡日吉津村大字日吉津1200
井藤 諭	西伯郡日吉津村大字今吉450

岡本 隆	西伯郡日吉津村大字富吉1071
川原 範恵	西伯郡日吉津村大字日吉津715
大東 襄二	西伯郡日吉津村大字日吉津643
中井 健夫	西伯郡日吉津村大字日吉津372
林 順一	西伯郡日吉津村大字日吉津654
益田 信夫	西伯郡日吉津村大字富吉1110
福間 義純	西伯郡日吉津村大字今吉60
山崎 幸男	西伯郡日吉津村大字日吉津1622 - 2
山本 武光	西伯郡日吉津村大字今吉277

鳥取県告示第411号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成13年 7月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成11年12月16日 鳥取県指令米土維10第6号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡淀江町大字中間字沖新田
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市相生町33
堀田石油株式会社
代表取締役 堀田靖郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成13年 7月 3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考
国岡さとし後援会	国岡 俊一	国岡 寛幸	八頭郡智頭町大字坂原404	平成13年 6月13日	その他の政治 団体

山崎一彰後援会	平井 孝也	山崎 郁郎	東伯郡三朝町大字 大瀬572 - 5	平成13年 6月28日	”
---------	-------	-------	-----------------------	----------------	---

鳥取県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成13年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
自由民主党鳥取県支部連合会	代表者の氏名	浜崎 芳宏	相沢 英之	平成13年 6月8日	政党の支部
自由民主党鳥取市賀露支部	会計責任者の氏名	香川 正治	兜金 廉	”	”
自由民主党日野町支部	”	安達 幸博	佐々木秀明	”	”
自由民主党用瀬町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡用瀬町大字安蔵139	八頭郡用瀬町大字用瀬432	平成13年 6月20日	”
”	代表者の氏名	長戸 信勝	木村 守正	”	”
”	会計責任者の氏名	西村 繁栄	長戸 信勝	”	”
民主党鳥取県総支部連合会	主たる事務所の所在地	鳥取市本町一丁目103	鳥取市弥生町223グラウンドール若桜2階	平成13年 6月29日	”
民主党鳥取県参議院選挙区第1総支部	”	”	鳥取市弥生町223	”	”
石田政彦後援会	代表者の氏名	石田 輝雄	吉田 裕	平成13年 6月11日	その他の政治団体
鳥取県自治同志会	”	木村 肇	下池 忠正	平成13年 6月19日	”
山口まさし後援会	主たる事務所の所在地	米子市旗ヶ崎二丁目10 - 8	米子市彦名町964 - 1	”	”
竹歳哲也後援会	会計責任者の氏名	松本 繁雄	木本 勝治	平成13年 6月26日	”

鳥取県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成13年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日
山口まさし後援会	主たる事務所の所在地	米子市旗ヶ崎二丁目10 - 8	米子市彦名町964 - 1	平成13年6月19日

